

# フランスにおける コーポレートベンチャーとハイテク企業への投資

\*

## フランスの新興革新企業の買収と提携

フランス貿易投資庁およびプロバンス-アルプス-コート・ダジュール地方  
との共催によるビジネスセミナー

2019年10月10日

---

**Bernard Tézé, Partner, DS Avocats**

Mail: [teze@dsavocats.com](mailto:teze@dsavocats.com)

Tel: 33.1.53.67.50.27 Mob: 33.6.08.12.07.03

[www.dsavocats.com](http://www.dsavocats.com)

**Reiga Shimizu, Head of Japan Desk, DS Avocats**

Mail: [shimizu@dsavocats.com](mailto:shimizu@dsavocats.com)

## 新興革新企業を大いに促進する環境が整うフランス

- 最も革新的な企業世界トップ100位以内に7社の企業と研究所がランクインし、フランスは過去8年間、イノベーションにおいて日本とアメリカに続き世界第3位に位置づけている(参照2019年1月Clarivate Analytics社, ex-Reuters Science Divisionより)
  - トップ100位に入る研究開発所及び企業グループ数は日本39社、アメリカ33社、フランス7社、ドイツ4社、中国/韓国/スイス同一3社、オランダ/台湾2社となっている。
- ランクインしたフランスの企業・研究所は以下7社である。
  - エアバスAirbus、アルストムAlstom、サフランSafran、タレスThalès、サン・ゴバンSaint-Gobain、CEA, トータルTotal
- 調査でレビューされた分野は、
  - エレクトロニクス、航空宇宙、ソフトウェア、医薬、化学、自動車関連

# スタートアップ企業とは何か？フランスの起業ブームを知る

定義はされていないが、3つの特徴を挙げる事が出来る

1. 潜在的に企業拡大成長の可能性
2. 新技術もしくは革新的事業内容
3. エクイティファイナンス

- ❖ 1万近くスタートアップ企業が2018年に誕生し、2023年には1万3千程の企業の誕生が予想される
- ❖ フランスの18歳から64歳層の国民の15.7%が3年以内にスタートアップ企業の起業を意図しており、ヨーロッパ11.9%およびUS 11.7%の平均に比べて30%増の結果である。

# スタートアップ企業を支えるアクセラレータ (Accelerator) とインキュベータ (Incubators) のエコシステム

- 2018年度フランスでは**270のインキュベータと56のアクセラレータ**にのぼり、2017年度より**12.5%増**
- **335件のベンチャーファンド** (更に**5000のエンジェル投資家**)
  - **40のファミリーオフィス** (グザビエ・ニエル氏とキマ(KIMA Venture), ベルナール・アルノー、ジェラルド・ミュリエ, プジョー等)
  - **160のベンチャーキャピタルファンド** (Partech, Idinvest, Blackfin, Cathay, Alven等)
  - **90の投資家クラブ・ネットワーク** (local, alumni 等)
  - **45のコーポレートベンチャーキャピタル(CVC)ファンド** (幅広い分野が特徴 LVMH、SNCF、SUEZ、THALES、ORANGE LABS)
- 世界でも**最大級規模のインキュベータ** 『STATION F』がパリのHalle-Freyssinetに2017年に誕生。**3.4万平方メートルの敷地内に3000のデスク**を所有している
- DS法律事務所でも 『WeLawYou Competition』 というスタートアップ企業の支援企画を行っている

## イノベーションへの投資 国際的な視点

- フランス・ドイツ・英国でのスタートアップ/新興革新企業への参入

2018年: 英国UK	71億6千800万ユーロ
ドイツ	40億3千600万ユーロ
フランス	36億4千400万ユーロ

- 2019年度のラスベガスCESでは376社にのぼるフランスのスタートアップ企業が、第2位にランクインした（第1位 アメリカ、第3位 中国）

## コーポレートベンチャー フランスへの投資

- 革新的な中小企業への企業グループの投資
  - 2018年、45のフランスコーポレートベンチャーファンド（CVF）が120件の取引に関与（取引の19%）。ユニコーン企業の約60%はCVFが資本に参画しており、抜ける場合の40%はグループ企業による買収
- 企業グループへの利点（税控除に加えて）
  - 新しい傾向と新しい関係者/技術/サービスを見つけ、労働力と作業方法を活性化し、デジタル化や新しいチャレンジをする
- スタートアップ企業への利点
  - 顧客データベースへのアクセス、研究所の設備、データ、管理知識、プロセスなどが実際の市場の発展に伴い経済的に自立できる

## コーポレートベンチャー 税制優遇措置

- 5年以上のサブスクリプション方式を行う革新的な中小企業（SMEs）へ特別な減価償却の新しい税制が2016年に導入された。
- 対象となるのは、投資が対象企業の**資本の20%**を超えないこと、**1,500万ユーロ**を超えないこと、また投資家の総資産の**1%**を超えてないこと
- 革新的な中小企業（Innovative SME）の定義として、**独立**しており欧州**中小企業**であること（グループに依存せず、従業員250人未満、売上高5,000万ユーロ未満、総貸借対照表<4300万ユーロ）、また諸条件の中でも**研究開発への経費**（研究開発費用R&D税の定義に従って）が**経費全体の10%を超えている**こと

# 急成長の理由は？

## ⇒第一要因は研究開発R&D費用の為の税額控除

### ➤ どのような仕組みなのか

税額控除＝1社あたり対象費用は1億ユーロまでは30%

1億ユーロを超える部分は5%が控除となる...

➤法人所得税（CIT）の支払い、借り替え、3年後の還付などが可能であり、また研究開発R&D税額控除は以下のような特定の条件の下で即時還付が可能である。

- 新興革新企業（JEI）であり設立8年未満で総費用の研究開発R&D費用が15%を超える場合
- ヨーロッパの中小企業規格（グループに依存せず、従業員250人未満、売上高5000万ユーロ未満、総貸借対照表4300万ユーロ未満）

❖ 結果として：適格経費が100の場合、法人税CITから約28%控除され、利益に対する研究開発R&D税の控除は最大50万ユーロもしくは33%が適用され、クレジットは30%である。最終コストは $100 - (28 \text{ または } 33) - 30 = 42 \text{ または } 37$ で、58%または63%が節約される。

❖ 2018年にフランスで**60億ユーロ**近くの研究開発R&D税額控除が適用された。<sup>8</sup>

## ➤ 研究開発R & D税額控除の対象となる費用

- 研究開発R & D人件費（研究者および技術者）
- 研究開発R & Dの運営費のうち人件費の50%（もしくはは直接的な人件費の40%、2020年にわずかに削減される可能性あり）、および研究開発事業固定資産の設立・売買（新規に限る）に対しては減価償却費75%の控除。
- 上記で定義された研究開発R & D固定資産の減価償却
- 承認済みの研究開発所への特定の下請け研究
- 特許の出願、維持および法定費用
- 受け取った補助金は対象となる費用から控除を要す

## その他の税務上の理由▶ 特許所得に関する税制優遇措置

- **特許または特許性のある**発明/技術の販売またはライセンスからの収入については**10%の軽減された税率**（従来は通常税率は28/34%、割引税率は15%）となり、今年からはソフトウェアからの収入も対象となる。
- フランスの子会社が特許または特許性のある技術またはオリジナルソフトウェアを開発し（R&D税額控除を使用しながら）、別の会社にライセンスを供与した場合、ロイヤルティ収入はフランスで10%で課税され、ロイヤリティの支払い者がいる国より通常軽減された税率で控除される。
- フランスと日本の間の二国間租税条約に基づく**ロイヤリティの源泉徴収税率**は、2007年以来**0%**である。

## その他の法的な仕組み

- ▶ 民間資金が投資されると、さまざまな**補助金**と公的資金（«シードファンド»）が利用できる。しかし、多くのヨーロッパの補助金は、受取人が「独立」している、つまり、グループが**25%以上所有していない**、という条件がある。これは、グループが**少数株主**として残るためのインセンティブである。
- ▶ BSPCE（企業設立者持分出資債権/bons de souscription de parts de créateur d'entreprise）という特別なワラントとAGA（attributions gratuites d'actions）と呼ばれる株式無償割当てが、特定の条件で割り当てられ、税制上の利点と社会貢献の削減を提供している。
- ▶ 56のクラスター政策と競争力拠点『Pôles de Compétitivité』政策もフランスのイノベーションを促進している。
  - 関連分野⇒航空宇宙、農業食品、自動車関連、バイオテクノロジー、ルステック、データ・IT、エネルギー、IoT、AI、オプトエレクトロニクス、ロボット工学、モビリティ/スマートシティ、新素材、コスメティックなど。

# 最近の日本のCVFの投資事例

- 日本の大手電子グループがフランスのハイテク企業の少数株主に。
- ハイテク企業は、経営陣（フランスの大学で学生/助手と一緒に働いていた元研究者）、グループを売却して再投資した投資家、および3つのプロのベンチャーキャピタルファンドが所有
- 研究契約と開発プログラム
- デューデリジェンス
- 投資協定
- さまざまな投資家に特別な権利を与える優先株式による増資
- 会社を買収するオプション
- 株主の合意（タグアロング/売却参加権、ドラッグアロング/強制売却権、先買権、希薄化防止、重大決定、デッドロック、非競争、ロックアップ、制限条項...）
- さまざまな市場に拡大するための協力/提携契約



## Bernard Téze

Partner, Merger and Acquisition, Private Equity and Corporate Law

[TEZE@DSAVOCATS.COM](mailto:TEZE@DSAVOCATS.COM)  
+33 1 53 67 50 27

- Clifford Chanceでは10年以上カウンセラー弁護士を努め、その内4年間は日本にて業務を行っている。2001年からWhite & Caseのパートナー弁護士を経て、現在DS Avocats事務所のパートナー弁護士に至る
- 1989年以来、250以上のM&A取引を担当し、近年では、フランスのみならず日本、中国、ロシア、ブラジル、インドでのアウトバウンド取引も行っている
- ベルナード・テゼは、HECビジネススクールにて国際税法の修士号を取得し卒業。彼は現在、HEC卒業生のためのHEC Alumni協会の国際部門の会長を務めている
- LinkedIn : <https://www.linkedin.com/in/bernard-t%C3%A9z%C3%A9-06b81/>



## Reiga Shimizu

Head of Japan Desk ジャパンデスク責任者

[SHIMIZU@DSAVOCATS.COM](mailto:SHIMIZU@DSAVOCATS.COM)  
+33 1 53 67 51 05

- j日本企業のフランス・欧州各国・アフリカへの進出および欧州企業の日本への進出プロジェクトに携わっている。M&A、企業再編、合併会社の設立、クロスボーダー取引の他、フランスでの新規事業の立ち上げプロジェクトにおいても多くの実績を有している。
- 経歴： 中央大学法学部法律学科卒業後、日本企業にて勤務。渡仏後、パリ第一ソルボンヌ大学にてLL.M、パリ第十二大学にて契約法・競争法の職業専門修士の学位を取得後、DS法律事務所に入所。
- LinkedIn : <https://fr.linkedin.com/in/reiga-shimizu-aa1b494b>

## Paris

+33.1.53.67.50.00  
courrier@dsavocats.com

## Bordeaux

+33.5.57.99.74.65  
bordeaux@dsavocats.com

## Lille

+33.3.59.81.14.00  
lille@dsavocats.com

## Lyon

+33.4.78.98.03.33  
lyon@dsavocats.com

## Reunion

+262.262.50.99.10  
reunion@dsavocats.com

## Barcelona

+34.93.518.01.11  
info@ds-ovslaw.com

## Madrid

+34.91.088.50.38  
info@ds-ovslaw.com

## Brussels

+ 32 2286 80 33  
bruxelles@dsavocats.com

## Milan

+39.02.29.06.04.61  
milan@dsavocats.com

## Stuttgart

+49.711.16.26.000  
info@ds-graner.com

## Quebec

+1.418.780.4321  
info@dsavocats.ca

## Montreal

+1.514.360.4321  
info@dsavocats.ca

## Toronto

+1.647.477.7317  
info@dsavocats.ca

## Vancouver

+1.604.669.8858  
info@dsavocats.ca

## Buenos Aires

+54.11.4.314.09.22  
buenosaires@dsavocats.com

## Lima

+51 991 745 494  
lima@dsabogados.pe

## Santiago

+56 2 32 45 45 00  
info@dsabogados.cl

## Beijing

+86.10.65.88.59.93  
beijing@dsavocats.com

## Guangzhou

+86.20.81.21.86.69  
guangzhou@dsavocats.com

## Shanghai

+86.21.63.90.60.15  
shanghai@dsavocats.com

## Ho Chi Minh City

+84.8.39.10.09.17  
dshochiminh@dsavocats.com

## Singapore

+65.62.26.29.69  
singapore@dsavocats.com

## DS Consulting Afrique - Dakar

+ 221.77.255.68.18  
dakar@dsconsultingafrique.com

## Partenariat

### DS Squaris Union Européenne

+ 32 2286 80 38  
secretariat@squaris.com

---

**Thank you**

**for your attention**

ご清聴ありがとうございました。

---